

第13回田原市男女共同参画推進懇話会

日 時 平成23年6月17日（金）
午後1時から
場 所 田原市役所 講堂（南庁舎6階）

1 あいさつ

- (1) 市長あいさつ
- (2) 委員自己紹介【資料6】

2 協議事項

- (1) 田原市男女共同参画懇話会規約改正について【資料1】【資料1-1】
- (2) 会長・副会長の選任
○会長 _____ ○副会長 _____
- (3) 田原市男女共同参画推進懇話会の目的について【資料2】
- (4) 田原市男女共同参画推進プランについて【推進プラン】【推進プラン概要版】
- (5) 市の取組状況について【資料3】【資料4】

(6) 重点推進テーマ・取組事業

ア 平成23年度の重点推進テーマについて

イ 第4回男女共同参画フェスティバルについて 【資料5】

〈〈平成23年8月28日(日) 午前10時~午後3時30分 田原文化会館〉〉

(ア) 企画概要

○目的・イベント内容

○事業スケジュール

○上映映画作品選定 1案 2案 3案

(イ) 運営部会の設置

○運営部会の構成員

○部会長の選任 部会長

3 そ の 他

○市民意識調査について

〈配布資料〉

第13回田原市男女共同参画推進懇話会委員出席者名簿・配席表

【田原市男女共同参画推進プラン】

【田原市男女共同参画推進プラン概要版】

【資料1】田原市男女共同参画推進懇話会規約

【資料1-1】田原市男女共同参画推進懇話会規約(改正案)

【資料2】第3期懇話会の今後の進め方

【資料3】平成22年度田原市男女共同参画推進プラン実績報告

【資料4】平成23年度田原市男女共同参画推進プラン関連事業

【資料5】第4回田原市男女共同参画フェスティバルの企画概要(案)

【資料6】各委員による取組状況

【参考】平成20年9月実施 市民意識調査票

【パンフレット】ひとりひとりが幸せな社会のために

第13回田原市男女共同参画推進懇話会委員出席者名簿

(任期：平成23年6月17日～平成25年3月31日)

通番	役職	氏名	区分		備考
1	会長	中村 都祁子	市の関係組織	行政相談委員	
2	副会長	河邊 寿夫	地域団体	田原市地域コミュニティ連合会副会長兼会計 (野田校区会長)	
3	委員	岩田 大介	地域団体	社団法人田原青年会議所副委員長	欠
4	委員	松野 美香	地域団体	たはら国際交流協会事務局	
5	委員	鈴木 政義	医療団体	愛知県厚生農業協同組合連合会渥美病院事務次長	
6	委員	菊池 邦子	福祉団体	社会福祉法人田原市社会福祉協議会主任	欠
7	委員	森下 静子	市民団体	女性会議 WIT ウィット代表	
8	委員	吉武 正康	産業関係	愛知外海漁業協同組合代表理事組合長	
9	委員	鈴木 信	産業関係	田原市認定農業者連絡会会長	
10	委員	大久保 哲夫	産業関係	愛知みなみ農業協同組合人事課長	
11	委員	小久保 恭子	産業関係	渥美商工会女性部長	
12	委員	杉山 礼子	産業関係	田原市商工会女性部副部長	欠
13	委員		産業関係	田原市観光協会(発足後)	欠
14	委員	柴田 登	市議会	田原市議会議員	途中退席
15	委員	大羽 チズエ	各種委員会	田原市防災会議委員	
16	委員	河合 美恵子	各種委員会	田原市農業委員会委員	欠
17	委員	渡辺 峰男	各種委員会	田原市教育委員会委員	
18	委員	川口 昌宏	市の職員	田原市市民環境部長	
19	委員	永田 みよ江	その他市民	公募者	途中退席
20	委員	平野 利依	その他市民	公募者	

役職	氏名	区分		備考
オブザーバー	武田 圭太	学識経験者	愛知大学教授	

事務局

田原市市民環境部 市民協働課	(課長) 渡邊 澄子
	(副主幹) 鈴木 嘉弘
	(主任) 広中 有香
	(主事補) 柴田 奈津子

第13回田原市男女共同参画推進懇話会席次表

(敬称略)

会長
市長
副会長

愛知大学教授 オブザーバー 武田 圭太		田原市地域コミュニティ連合会 副会長兼会計 委員 河邊 寿夫	
田原市議会議員 委員 柴田 登		たはら国際交流協会事務局 委員 松野 美香	
田原市防災会議委員 委員 大羽 チズエ		愛知厚生連渥美病院事務次長 委員 鈴木 政義	
田原市教育委員会委員 委員 渡邊 峰男		女性会議 WIT ウィット代表 委員 森下 静子	
行政相談委員 委員 中村 都祁子		愛知外海漁業協同組合 代表理事組合長 委員 吉武 正康	
市民環境部長 委員 川口 昌宏		田原市認定農業者連絡会会長 委員 鈴木 信	
公募委員 委員 永田 みよ江		愛知みなみ農業協同組合 人事課長 委員 大久保 哲夫	
公募委員 委員 平野 利依		渥美商工会女性部長 委員 小久保 恭子	
事務局			

広中主任
渡邊課長
鈴木副主幹
柴田主事補

入口

田原市男女共同参画推進懇話会規約

(名称)

第1条 本会は、田原市男女共同参画推進懇話会と称する。

(目的)

第2条 本会は、市民、市民活動団体、事業者及び市の機関が、本市における男女共同参画を推進する協働の場を設け、全体又は個別に推進策に取り組むことを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達するために次の事業に取り組むこととする。

- (1) 田原市男女共同参画推進プランに掲げる市の取組の進行状況を確認すること
- (2) 市全体及び各分野における取組を市民協働で推進すること

(委員)

第4条 本会は、次項各号に該当する委員25人以内で構成する。

2 第1号から第3号の委員は、関係団体の推薦に基づき、第4号から第6号の委員は、本会の目的から判断して、市長が指名する。

- (1) 地域団体、福祉・医療団体及びその他市民活動団体の関係者
- (2) 産業関係団体の関係者
- (3) 各種委員会、市議会及び市の関係組織の関係者
- (4) 市の職員
- (5) 学識経験者
- (6) その他男女共同参画推進に関わる個人又は団体の関係者

3 委員の任期は、2年とする。

- (1) 任期は、就任の日から翌年度の末日までとする。
- (2) 委員が欠けた場合、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (3) 委員の再任は妨げない。

(役員)

第5条 本会は、委員の互選により次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

2 役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 本会の会議は、年2回以上開催し、次の事項を議題とする。

- (1) 第5条に規定する役員を選任及び本規約の改正に関する事
- (2) 第3条に規定する事業に関する事
- (3) その他会長が必要と認める事

(部会)

第7条 本会は、必要に応じて部会を設けることができる。

- (1) 部会は、市全体の男女共同参画推進事業等の企画運営機能として設置する。
- (2) 部会の設置及び活動内容等は、第6条の会議において決定する。
- (3) 部会の構成員は、本会の委員から会長を選任する。
- (4) 部会は、希望を募り、市民等を参加させることができる。

(事務局)

第8条 本会の事務局は、田原市市民環境部市民協働課が担当する。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成21年4月1日から施行する。

田原市男女共同参画推進懇話会規約（改正案）

（名称）

第1条 本会は、田原市男女共同参画推進懇話会と称する。

（目的）

第2条 本会は、市民、市民活動団体、事業者及び市の機関が、本市における男女共同参画を推進する協働の場を設け、全体又は個別に推進策に取り組むことを目的とする。

（事業）

第3条 本会は、前条の目的を達するために次の事業に取り組むこととする。

- (1) 田原市男女共同参画推進プランに掲げる市の取組の進行状況を確認すること
- (2) 市全体及び各分野における取組を市民協働で推進すること

（委員）

第4条 本会は、次項各号に該当する委員25人以内で構成する。

2 第1号から第3号の委員は、関係団体の推薦に基づき、第4号から第6号の委員は、本会の目的から判断して、市長が指名する。

- (1) 地域団体、福祉・医療団体及びその他市民活動団体の関係者
- (2) 産業関係団体の関係者
- (3) 各種委員会、市議会及び市の関係組織の関係者
- (4) 市の職員
- (5) 学識経験者
- (6) その他男女共同参画推進に関わる個人又は団体の関係者

3 委員の任期は、2年とする。

- (1) 任期は、就任の日から翌年度の末日までとする。
- (2) 委員が欠けた場合、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (3) 委員の再任は妨げない。

（オブザーバー）

第5条 本会にオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは学識経験者の中から市長が指名する。

（役員）

第6条 本会は、委員の互選により次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

2 役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第7条 本会の会議は、年2回以上開催し、次の事項を議題とする。

- (1) 第5条に規定する役員の選任及び本規約の改正に関する事
- (2) 第3条に規定する事業に関する事
- (3) その他会長が必要と認める事

(部会)

第8条 本会は、必要に応じて部会を設けることができる。

- (1) 部会は、市全体の男女共同参画推進事業等の企画運営機能として設置する。
- (2) 部会の設置及び活動内容等は、第6条の会議において決定する。
- (3) 部会の構成員は、本会の委員から会長が選任する。
- (4) 部会は、希望を募り、市民等を参加させることができる。

(事務局)

第9条 本会の事務局は、田原市市民環境部市民協働課が担当する。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規約は、平成23年6月17日から施行する。

第3期懇話会の今後の進め方

(平成23年3月22日第12回懇話会資料)

1. 活動の方向性

懇話会は、田原市男女共同参画推進プランに掲げる目標の実現を図るための組織です。

「田原市男女共同参画推進プラン」(平成18年度策定、計画期間：平成19年度～平成28年度)

- ・ **みんなが自分らしく輝けるまち・たはら**を将来都市像としている。
- ・ 5つの分野(推進目標)に分けて、**市の取組内容を具体的に掲げるとともに、市民・市民活動団体・事業者の取組のあり方を示し**、前期(平成23年度目標指標)を設定している。

2. 懇話会のあり方(懇話会規約参照)

(1) 設置目的

本会は、市民、市民活動団体、事業者及び市の機関が、本市における男女共同参画を推進する協働の場を設け、全体又は個別に推進策に取り組むことを目的とする。

(2) 委員

○構成 … 市民、各種団体(地域・福祉・防災・教育・農商工等)の関係者、学識経験者、市の機関の職員等、合計25名以内で構成する。
※単に、市の取組をチェックするだけではなく、各分野での男女共同参画を進めることを目的としているために委員数は多くなる。

○任期 … 2ヵ年度(平成23年4月1日～平成25年3月31日)

○選任 … 地域団体、福祉・医療団体、市民活動団体、産業関係団体、各種委員会、市議会及び市の関係組織の関係者は、関係団体からの推薦に基づき、市の職員、学識経験者、公募者は市長が指名する。

(3) 活動内容

① 推進プランに掲げる市の取組の進行状況を確認する。

② 市全体及び各分野における取組を市民協働で推進する。

※ 懇話会として実施する市全体に関わる調査研究・啓発事業等と、各委員の所属団体(分野)の取組の促進を想定する。

例) 市全体の活動 ⇒ 男女共同参画フェスティバル開催、課題研究、情報交換 等々
 各分野の取組 ⇒ 個別分野の取組の推進・相互協力・支援、市の取組への対応 等々

(4) 運営

○懇話会 … 一年度内に3～6回開催する。(基本5月、10月、3月)

※ 二年度目には、推進プランの見直しを予定しているため、会議回数が増えます。

○部会 … 活動内容②に掲げる取組を行うため部会を設けることができる。

※ 懇話会委員から部会員を選任するとともに、一般市民から部会員を募集する。

○事務局 … 事務局運営等の庶務は市(市民協働課)が行う。

3. 懇話会運営の想定

(1) 今後の会議（活動）の想定

第3期（任期：平成23年5月予定～平成25年3月31日）

■第13回 平成23年5月予定

■第16回 平成24年5月予定

- 【報告】 ●推進プランの実績（前年度決算） ●各委員（分野）の取組状況
【議題】 ○懇話会の役員就任等※初年度 ○プランの概要説明※初年度
○推進プラン見直し※二年度目
○重点推進テーマ・実践事業（男女共同参画フェスティバル等）の進め方等

■第4回 フェスティバル 平成23年8月予定

■第5回 フェスティバル 平成24年8月予定

- 【活動】 ◎男女共同参画フェスティバルの運営

■第14回 平成23年10月予定

■第17回 平成24年10月予定

- 【報告】 ●市の取組状況及び翌年度の取組方針 ●各委員（分野）の取組状況
【議題】 ○重点推進テーマ・実践事業の取組報告・推進の検討 ○推進プラン見直し※二年度目
○翌年度の重点推進テーマ・実践事業の検討

■第18回 平成24年12月予定

- 【議題】 ○推進プラン見直し※二年度目

■第19回 平成25年2月予定

- 【議題】 ○推進プラン見直し※二年度目

■第15回 平成24年3月予定

■第20回 平成25年3月予定

- 【報告】 ●市の翌年度の取組予定 ●各委員（分野）の取組予定 ●推進プラン見直し※二年度目
【議題】 ○懇話会の取組成果※二年度目
○翌年度の重点推進テーマ・実践事業の決定・意見交換

(2) 市の総括的対応

①田原市男女共同参画推進ワーキング会議の運営

- ・関係課の主査クラス20名 年3回開催（5月、10月、3月）
- ・推進プラン見直し意見交換（12月、2月）

②市民意識調査の実施

- ・平成23年度実施予定

参 考

これまでの活動経過

第1期（任期：平成19年7月20日～平成21年3月31日）

- 第1回
平成19年7月20日
○懇話会の体制（運営方法、会長等選任）
○男女共同参画推進プランの内容・目標確認
○意見交換（委員）
○男女共同参画社会形成の経緯
- 第2回
平成19年11月21日
○愛知県の取組状況（条例・推進プラン等）
○男女共同参画推進プランに掲げる取組確認
○懇話会のあり方に関する委員意見交換
- 第3回
平成20年3月17日
○市の平成20年度取組予定（予算）
○市の子育て支援策の状況
○グループ討議：各分野現状・課題
○各委員（分野）の取組予定
○裁判員制度による模擬裁判
- 第4回
平成20年5月19日
○推進プランの実績（H19年度決算実績）
○男女共同参画を阻む要因の整理（前回討議確認）
○グループ討議：農業後継者問題
○トヨタ自動車の取組
○第1回男女共同参画フェスティバルの進め方
- 第5回
平成20年10月30日
○市の取組状況及び翌年度取組方針
○模擬裁判・男女共同参画フェスティバルの状況報告
○市民意識調査の結果に関する意見交換
○各委員（分野）の取組状況
- 第6回
平成21年3月19日
○市の平成21年度取組予定
○懇話会の取組成果
○今後の取組に関する重点推進テーマ等の検討
○懇話会の今後の進め方

第2期（任期：平成21年5月28日～平成23年3月31日）

- 第7回
平成21年5月28日
○懇話会の体制（運営方法、会長等選任）
○男女共同参画推進プランの内容・目標確認
○重点推進テーマ・実践事業（男女共同参画フェスティバル等）の進め方
○各委員（各分野）の取り組み状況
○推進プランの実績報告（前年度決算）
- 第8回
平成21年10月26日
○各委員（各分野）の取り組み状況
○重点推進テーマ・実践事業（男女共同参画フェスティバル等）の取組報告・推進の検討
○翌年度の重点推進テーマ・実践事業の検討
○市の取組状況及び翌年度の取組方針
- 第9回
平成22年3月18日
○各委員（分野）の取組状況
○市の取組状況
○翌年度の重点推進テーマ・実践事業の決定
○市の平成22年度取組予定（予算）
- 第10回
平成22年5月20日
○各委員（分野）の取組状況
○重点推進テーマ・実践事業（男女共同参画フェスティバル）検討
○市女性職員高島屋研修報告
○推進プランの実績（H21年度決算実績）
○意見交換
- 第11回
平成22年11月5日
○各委員（分野）の取組状況
○実践事業（男女共同参画フェスティバル等）の状況報告
○翌年度の男女共同参画フェスティバルに関する意見交換
○市の取組状況及び翌年度の取組方針
- 第12回
平成23年3月22日
○各委員（分野）の取組状況・予定
○市の平成23年度取組予定
○翌年度の男女共同参画フェスティバルの検討
○懇話会の取組成果
○懇話会の今後の進め方
- 勉強会
平成22年12月14日
○各委員（分野）の取組状況
○「自治会役員への女性登用」に関する意見交換

平成22年度田原市男女共同参画推進プラン実績報告

みんなが自分らしく輝けるまち・たはら

平成22年度男女共同参画に関する年次概要報告書

田原市では、市民すべてが男女共同参画の十分な理解と意識を持ち、男女に関係なく、あらゆる社会的な活動に意欲をもって活動することができる魅力的なまちとなり、男女がお互いに人権を尊重し、自分らしく輝けるまちとなることを目指し、施策を推進しています。

平成19年3月に「田原市男女共同参画推進プラン」を策定し、4つの推進目標をもとに施策・事業を行っています。平成22年度の主な事業の実施状況をまとめましたので、報告します。

主な実施状況



推進懇話会の様子

- 「田原市男女共同参画推進懇話会の設置」
懇話会とは、平成18年度に策定した「田原市男女共同参画推進プラン」に掲げた目標の実現のため、市民、市民活動団体、事業者、市の機関を構成員として設置した市民協働の組織です。男女共同参画社会実現のため、それぞれの立場でプランの推進を図っています。
(3月、5月、10月の年3回実施)
- 「庁内ワーキング設置」
庁内ワーキングとは、推進プランの事業を総合的、効果的に推進、進捗状況を把握するために、事業担当課グループリーダーによる会議です。
(3月、5月、10月の年3回実施)

❖ 推進目標の評価指標 ❖

- 策定時 平成18年度
- 目標値 平成28年度(家族経営協定者数及び新規就農者数は平成23年度)
- 現状値 平成20年度～平成22年度
- ※市民アンケート調査より(H20年度実施)

● 人権尊重と男女平等の意識づくり

区分	項目	策定時	目標値	現状値	備考
①男女共同参画の認知度(市全体)	知っている	37.2%	50%以上	37.5%	※
②各分野における男女平等意識	家庭	18.6%	25%以上	17.3%	
	職場	16.3%	25%以上	16.5%	
	地域活動	25.8%	30%以上	27.7%	
	社会通念等	10.7%	15%以上	10.1%	
	法律制度上	35.5%	40%以上	40.2%	
	政治	21.5%	25%以上	22.2%	
	学校教育	56.8%	60%以上	52.1%	

● 誰もが参画のまちづくり

区分(項目)	策定時	目標値	現状値	備考
①審議会等(自治法202条の3)の女性比率	15.9%	30%以上	16.7%	H22調査
②委員会等(自治法180条の5)の女性比率	9.8%	30%以上	18.2%	H22調査
③市役所女性職員の管理監督者登用状況	23%	30%以上	24.6%	H22調査
④地域活動への参加(自治会)	37.7%	上昇	38.5%	※

● 生涯安心の暮らしづくり

区分	項目	策定時	目標値	現状値	備考
①自分の健康状態を健全と感じる割合	青年期	90.7%	90%以上	—	健康たはら21プラン
	壮年期	85.3%	85%以上	86.3%	
	高齢期	70.2%	75%以上	—	
②介護サービス受給率		85%	88%	90.6%	H21調査
③女性の身体に関する自己決定権尊重	学習機会・意識啓発		充実度	—	

● 働きやすい場づくり

区分	項目	策定時	目標値	現状値	備考
①家庭での男女の役割分担の現状	洗濯は女性	75.0%	減少	69.3%	※
	食事の支度は女性	73.4%	減少	66.0%	
②ファミリー・サポート・センター支援件数		0件	500件(年)	105件	H22調査
③児童クラブ件数		8箇所	12箇所	12箇所	H22調査
④女性の年齢別就労割合におけるM字曲線の男性との差	25～29歳	30.3%	25%	25.6%	国勢調査(H17)
	30～34歳	32.3%	25%	29.4%	
⑤家族経営協定者数		143人	186人	252人	H22調査
⑥新規就農者数		217人	258人	397人	H22調査

田原市男女共同参画推進プラン

(計画の期間：平成19年度から平成28年度までの10年間)

推進目標Ⅰ 人権尊重と男女平等の意識づくり

男女がお互いの人権を尊重する環境づくりを行うとともに、市民の男女共同参画に対する理解や意識の向上を目指します。

❖重点テーマ

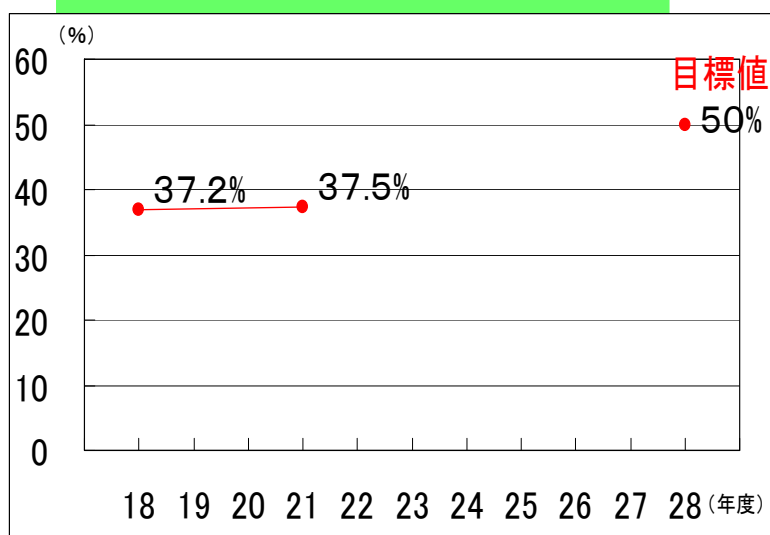
- 男女の人権の尊重
- 男女共同参画教育・啓発の充実
- 男女共同参画の視点に立った社会制度・習慣の見直し、意識の改革



推進目標の評価指標

男女共同参画の認知度(市全体)

「内容を含め詳しく知っていた」「だいたい知っていた」



主な実施状況 (17事業中3事業を掲載)

	22年度実績	22年度目標
●人権啓発活動 男女共同参画に関する研修会の実施	1回	2回
●悩み事相談体制の充実 家庭相談等活动延べ件数(年間)	1,186件	1,000件
●男女共同参画阻害要因についての問題提起 男女共同参画に関するほーもん講座の実施	0回	5回

上記のほかに、「心配ごと相談所開設」「各市民館の家庭教育教室」「男女共同参画に関する教職員研修」「生涯学習情報の提供」などを実施しています。

推進目標Ⅱ 誰もが参画のまちづくり

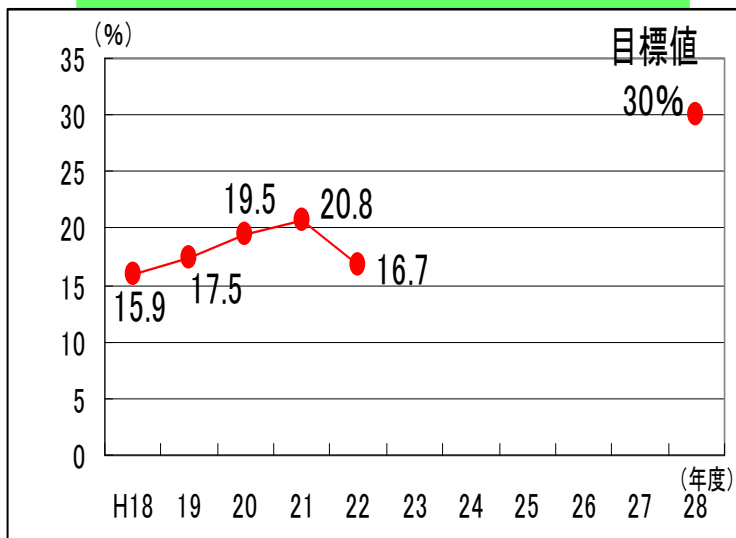
方針決定過程や防災・環境共生・地域づくり・国際交流などのあらゆる分野の女性の参画を促進し、男女がともに活躍しやすい環境となることを目指します。

❖重点テーマ

- 方針決定の過程への男女共同参画の促進
- 防災(災害復興を含む)への女性の参画の促進
- 環境分野への参画の促進
- 地域づくり、観光事業、市民との協働事業への参画の促進
- 国際交流への男女共同参画の促進

推進目標の評価指標

審議会等における女性委員の割合



主な実施状況 (20事業中3事業を掲載)

	22年度実績	22年度目標
●職員・社員等への女性の登用促進 市の管理監督者における女性職員の登用率	24.6%	26%
●自主防災会活動への男女の参画及び防災知識の習得の促進 女性を対象とした防災講習会の参加人数	142人	330人
●地域における環境学習の推進や地域活動団体の支援 菜の花エコNPO団体における女性会員の割合	51%	30%

上記のほかに、「地域を代表する団体等の代表者・役員への女性の登用の投げかけ、地域団体の環境美化活動の支援、地域づくり団体等への支援、姉妹・友好交流、国際協力事業などを実施しています。



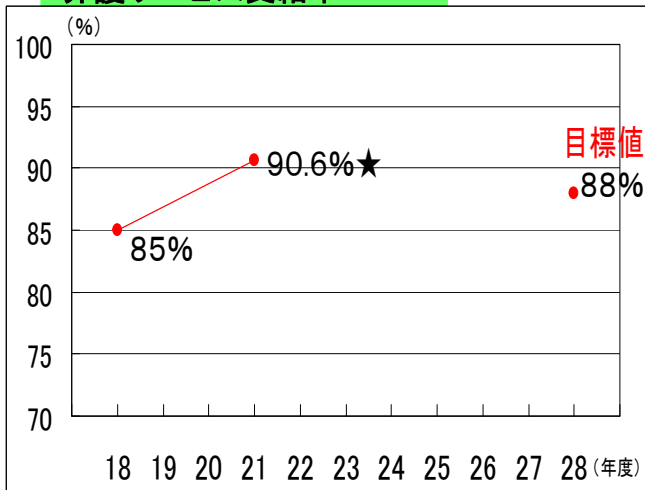
推進目標Ⅲ 生涯安心の暮らしづくり

生涯にわたる心身の安心安全及び健康と生活の充実をサポートし、男女がともに生き生きと安心して暮らせる社会を目指します。

❖重点テーマ

- 生涯にわたる心身の健康づくりへの支援
- 高齢者と障害者の生活の安定と自立支援
- ひとり親家庭に対する生活支援

推進目標の評価指標
介護サービス受給率



主な実施状況 (29事業中3事業を掲載)

	22年度実績	22年度目標
●妊娠・出産等に関する健康支援 母子健康手帳交付者数	615人	550人
●高齢者の自立支援 介護予防事業の参加者数	9,726人	11,000人
●ひとり親家庭への生活支援内容及び制度の充実 母子・父子家庭相談指導件数	238人	300人

上記のほかに、学校での性教育の充実、パパママスクール、健康づくり事業、老人クラブ活動、障害者生活支援センター運営、母子自立支援事業などを実施しています。

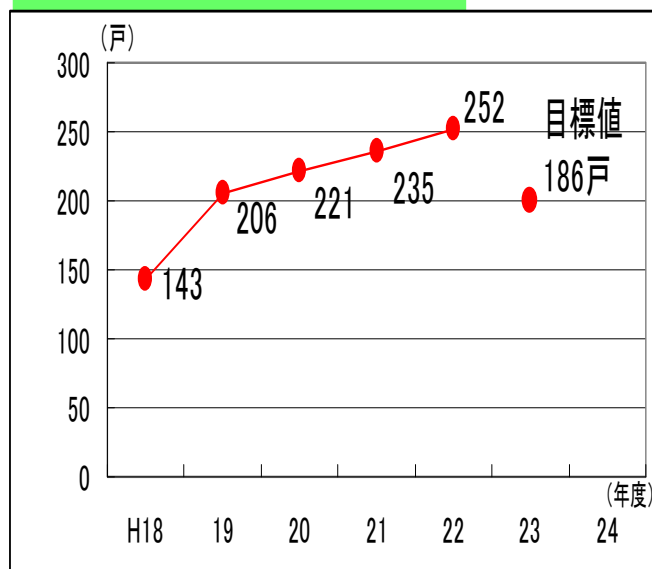
推進目標Ⅳ 働きやすい場づくり

職場での性差別を解消するとともに、男女がともに仕事と家庭を両立できるような環境となることを目指します。

❖重点テーマ

- 事業所における性差別の解消
- 仕事と家庭の両立支援
- 農林・水産・商工など自営業における男女共同参画の推進
- 女性のチャレンジ支援

推進目標の評価指標
家族経営協定戸数



主な実施状況 (23事業中3事業を掲載)

	22年度実績	22年度目標
●子育て支援 児童クラブ数	12クラブ	12クラブ
●女性の労働条件の向上 農村生活アドバイザーの活動支援	0回	1回
●起業、NPO・ボランティア等の活動発足の支援 どすごい交流会参加団体数	24団体	30団体

上記のほかに、「事業所に対する男女共同参画の啓発」「仕事と家庭の両立支援の意識啓発」「ファミリー・サポート・センターの運営」「女性リーダーの育成」「新規就農・担い手育成の支援」「女性再チャレンジ支援事業所紹介」などを実施しています。

** 推進体制 **

●推進体制の整備

男女共同参画社会の実現を目指し、各事業を総合的かつ効率的に実施していくため、市の各部署と連携強化を図るとともに、市と市民との協働を促進する推進体制の整備を目指します。

また、施策の実施にあたっては、市民の声を聞きながら、計画の進行管理をするとともに、5年経過後に各項目の評価指標などにより進捗状況を検証し、必要に応じ事業の追加・見直し等を行い事業の推進を図ります。

●推進体制の展望

男女共同参画社会の実現ため、市や市民・事業者等の取り組みを促進する男女共同参画を推進する条例・要綱などの制定を検討します。

✧推進プランの体系✧

みんなが自分らしく輝けるまち・たはら

推進目標

重点テーマ

推進施策

I 人権尊重と男女平等の意識づくり

- 1 男女の人権の尊重
- 2 男女共同参画教育・啓発の充実
- 3 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣習の見直し、意識の改革

- ①男女の人権に対する啓発活動の充実
- ②女性や子どもに対する暴力等と女性の悩み事相談体制の充実
- ①家庭・地域における男女共同参画教育・啓発の促進
- ②学校における男女共同参画教育・啓発の促進
- ③多様な選択を可能にする学習機会の充実
- ①男女共同参画阻害要因についての問題提起

II 誰もが参画のまちづくり

- 1 方針決定の過程への男女共同参画の促進
- 2 防災(災害復興を含む)への女性の参画の促進
- 3 環境分野への参画の促進
- 4 地域づくり、観光事業、市民との協働事業への参画の促進
- 5 国際交流への男女共同参画の促進

- ①委員・役員等への女性の登用の促進
- ②職員・社員の管理・監督者への登用の促進
- ①男女双方の視点に十分配慮した防災対策の立案と実施
- ②自主防災活動への男女の参画及び防災知識の習得の促進
- ①環境分野での意思決定過程への女性参画の促進
- ②地域における環境学習の推進や地域団体活動の支援
- ①地域づくり、観光事業、市民との協働事業への男女共同参画の促進
- ①国際的な男女共同参画に関する情報の収集及び提供
- ②男女共同参画への理解を養う国際交流の促進
- ③市民参画による国際理解の促進
- ④在住外国人女性の自立支援

III 生涯安心の暮らしづくり

- 1 生涯にわたる心身の健康づくりへの支援
- 2 高齢者と障害者の生活の安定と自立支援
- 3 ひとり親家庭に対する生活支援

- ①男女の性の理解と女性の身体に関する自己決定権の尊重
- ②妊娠・出産等に関する健康支援
- ③生涯を通じた心身の健康維持と増進
- ①高齢者の自立支援
- ②障害者の自立支援
- ③介護保険制度・高齢者福祉サービスの充実と介護支援
- ①ひとり親家庭への生活支援内容及び制度の充実

IV 働きやすい場づくり

- 1 事業所における性差別の解消
- 2 仕事と家庭の両立支援
- 3 農林・水産・商工など自営業における男女共同参画の推進
- 4 女性のチャレンジ支援

- ①事業所に対する男女共同参画に関する啓発
- ①仕事と家庭の両立支援の啓発
- ②子育て支援
- ①対等なパートナーとなるための意識啓発
- ②女性の労働条件の向上
- ③家族経営協定の促進
- ①農林水産業に関するチャレンジの支援
- ②起業、NPO・ボランティア等の活動発足の支援
- ③子育てや介護等でいったん仕事を中断した女性の再チャレンジ

推進体制

- 1 推進体制の整備
- 2 計画の進行管理

平成23年度田原市男女共同参画推進プラン関連事業

(平成23年3月22日第12回懇話会)

【予定事業の記号表示】 ★新規 ◎充実 ○継続 △随時対応 ・予定なし

1. 人権尊重と男女平等の意識づくり

(1) 男女の人権の尊重

【重点テーマ】〔・男女の人権に対する意識啓発 ・女性・子どもの暴力等相談体制の充実〕

- 1 △男女共同参画関連講座の開催・支援〔市民協働課〕 …… 講座開催を後援、事業補助
- 2 ◎人権に対する啓発活動〔福祉課〕 …… 人権擁護委員活動支援、県委託事業実施
- 3 △人権に対する広報啓発〔福祉課等〕 …… 随時啓発
- 4 ○家庭相談事業〔子育て支援課〕 …… 家庭相談員2名を配置、訪問活動実施
- 5 ○児童虐待防止事業〔子育て支援課〕 …… 要保護児童対策地域協議会の運営、養育支援訪問
- 6 ○心配ごと相談所開設〔福祉課〕 …… 各福祉センターで定期的に実施

(2) 男女共同参画教育の充実

【重点テーマ】〔・家庭・地域における教育・啓発促進 ・学校における教育・啓発促進 ・多様な選択を可能とする学習機会充実〕

- 1 ○各市民館の家庭教育教室〔生涯学習課〕 …… 家庭教育教室実施
- 2 ○青少年健全育成事業〔生涯学習課等〕 …… 健全育成会・校区・地区で実施
- 3 ○男女共同参画教育の啓発〔市民協働課〕 …… 広報たはらへ啓発記事を掲載
- 4 ○若年層等対象啓発事業〔市民協働課〕 …… 広報たはらへ啓発記事を掲載
- 5 ○小中学校家庭教育啓発講演会〔生涯学習課〕 …… 各学校の講演会開催を支援
- 6 ○男女共同参画教職員研修〔学校教育課〕 …… 教職員・保護者合同研修会(6月開催)
- 7 ○生涯学習情報の提供〔生涯学習課〕 …… 生涯学習情報誌の発行
- 8 △女性のための講座〔生涯学習課〕 …… 講座開催を後援
- 9 ○ホール事業等託児事業〔生涯学習課〕 …… 託児ボランティアの配置
- 10 ○講座等の開催・支援〔市民協働課〕 …… 講演会等の開催

(3) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣習の見直し等

【重点テーマ】〔・男女共同参画阻害要因の問題提議〕

- 1 ○偏った慣習等の問題提議〔市民協働課〕 …… 広報たはらへ啓発記事を掲載

2. 誰もが参画のまちづくり

(1) 方針決定過程への男女共同参画の促進

【重点テーマ】〔・委員・役員等への女性の登用の促進 ・管理・管理者への登用の促進〕

- 1 ○審議会、委員会等の女性の登用推進〔市民協働課等〕 …… 県セミナー参加支援、庁内通知
- 2 △地域団体代表者等への女性登用促進〔市民協働課等〕 …… 随時、地域団体・グループ補助
- 3 ○男女共同参画関連講座等の開催・支援〔市民協働課等〕 …… 講演会等の開催・支援
- 4 △女性職員・社員の登用促進〔市民協働課〕 …… 広報たはらへ啓発記事を掲載
- 5 ○市女性職員の登用推進〔人事課〕 …… 女性リーダー養成研修実施
- 6 △企業における女性の能力発揮のための積極改善措置の推進〔商工観光課等〕 …… 随時

(2) 防災への女性の参画の推進

【重点テーマ】〔・男女双方の視点に配慮した防災対策 ・男女参画及び防災知識習得〕

- 1 ○男女双方の視点に配慮した防災対策〔防災対策課等〕 …… 計画策定・施策推進時に配慮
- 2 ○自主防災活動への女性参加の促進〔防災対策課〕 …… 自主防災会女性クラブの設置促進
- 3 ○防災に関する研修会等の開催〔防災対策課〕 …… 女性対象の講習会開催

(3) 環境分野への参画の促進

【重点テーマ】〔・意思決定過程への女性参画促進 ・地域環境学習推進や活動の支援〕

- 1 ○環境分野の会議等への女性登用〔環境衛生課等〕 …… 菜の花エコ推進協議会等
- 2 ○地域団体の環境美化活動の支援〔清掃管理課等〕 …… 美化活動への助成
- 3 ○地域団体における環境啓発活動〔エコエネ推進室等〕 …… 菜の花エコプロジェクト推進

(4) 地域づくり、観光事業、市民との協働事業への参画の促進

【重点テーマ】〔・地域づくり等への男女共同参画の促進〕

- 1 ○各種会議等への女性の登用促進〔市民協働課等〕 …… 庁内登用通知
- 2 △研修等の支援〔市民協働課等〕 …… 随時、人材発掘育成
- 3 ○地域づくり団体等への支援〔市民協働課等〕 …… 市民活動支援センターによる支援
- 4 ○地域づくり等の機運の盛り上げ啓発〔市民協働課等〕 …… 広報たはらへ啓発記事を掲載

(5) 国際交流への男女共同参画の促進

【重点テーマ】〔・国際的な男女参画情報収集、交流促進 ・在住外国人女性の自立支援等〕

- 1 ○国際的な男女共同参画情報の収集・提供〔市民協働課〕 …… 広報たはらへ啓発記事を掲載
- 2 ◎姉妹・友好交流、国際協力事業〔広報秘書課〕 …… 海外派遣充実
- 3 ◎たはら国際交流協会支援事業〔広報秘書課〕 …… 支援体制の強化
- 4 ◎在住外国人支援事業〔広報秘書課〕 …… 外国語版生活ガイドブック作成

3. 生涯安心の暮らしづくり

(1) 生涯にわたる心身の健康づくりへの支援

【重点テーマ】〔・性の理解と女性の身体に関する自己決定権の尊重 ・妊娠・出産等に関する健康支援 ・生涯を通じた心身の健康維持と増進〕

- 1 △女性の身体の自己決定権の尊重に関する意識啓発〔市民協働課・健康課〕 …… ほーもん講座による対応
- 2 ○学校での性教育の充実〔学校教育課〕 …… 各学校で授業実施
- 3 ◎★健康診査・母子健康手帳交付〔健康課〕 …… 健診の実施、ハイリスク妊婦訪問
- 4 ○マタニティクッキング〔健康課〕 …… 調理実習・交流会等の実施
- 5 ○パパママスクール〔健康課〕 …… パパの妊婦体験・育児体験等の実施
- 6 ◎健康相談・予防接種・家庭訪問〔健康課〕 …… 相談や予防接種の実施、家庭訪問の充実
- 7 ○健康づくり事業・健康教育等〔健康課〕 …… 健康まつりや健康教室の実施等

(2) 高齢者と障害者の生活安定と自立支援

【重点テーマ】〔・高齢者の自立支援 ・障害者の自立支援 ・介護保険制度・高齢者福祉サービス充実と介護支援〕

- | | | | |
|---|-------------------------|----|----------------|
| 1 | ○シルバー人材センター〔福祉課〕 | …… | 組織運営支援 |
| 2 | ○高齢者の生きがい・健康づくり推進〔福祉課等〕 | …… | 老人クラブへの委託により実施 |
| 3 | ○老人クラブ活動〔福祉課・生涯学習課〕 | …… | 活動支援 |
| 4 | ○介護予防教室・介護保険事業〔福祉課〕 | …… | 継続実施 |
| 5 | ◎障害者生活支援センター〔福祉課〕 | …… | 赤羽根福祉センター内に設置 |
| 6 | ○障害者生活・就業支援等〔福祉課〕 | …… | NPOによる活動を支援 |
| 7 | ◎高齢者福祉サービスの充実〔福祉課〕 | …… | 高齢者住宅リフォーム支援等 |

(3) ひとり親家庭への生活支援

【重点テーマ】〔・ひとり親家庭への生活支援の充実〕

- | | | | |
|---|-----------------------|----|---------------------|
| 1 | ○母子家庭相談事業〔子育て支援課〕 | …… | 市役所に母子自立支援員配置 |
| 2 | ○母子・父子家庭激励等事業〔子育て支援課〕 | …… | クリスマス会開催、入学祝い品贈呈 |
| 3 | ○母子自立支援事業〔子育て支援課〕 | …… | 自立支援給付金、高等技術訓練促進費支給 |
| 4 | ○母子家庭等日常生活支援〔子育て支援課〕 | …… | 家庭生活支援員（ヘルパー）の派遣 |

4. 働きやすい場づくり

(1) 事業所における性差別解消

【重要テーマ】〔・事業所に対する男女共同参画啓発〕

- | | | | |
|---|---------------------------|----|------------|
| 1 | △事業所に対する啓発〔商工観光課等〕 | …… | 啓発パンフレット配布 |
| 2 | △役割分担意識に根ざす慣行等見直し〔商工観光課等〕 | …… | ほーもん講座実施 |

(2) 仕事と家庭の両立支援

【重要テーマ】〔・仕事と家庭の両立支援の啓発 ・子育て支援〕

- | | | | |
|---|--------------------------|----|--------------------|
| 1 | △市民・事業者への意識啓発〔商工観光課等〕 | …… | ほーもん講座による啓発 |
| 2 | ○一般保育事業・特別保育事業〔子育て支援課〕 | …… | 長時間保育を増園、夜間等保育事業補助 |
| 3 | ◎児童クラブ（学童保育）〔生涯学習課〕 | …… | 地域による子育て支援推進 |
| 4 | ○児童センター・児童館運営〔子育て支援課〕 | …… | 施設運営 |
| 5 | ○ファミリーサポートセンター事業〔子育て支援課〕 | …… | 有償ボランティアによる子育て支援 |
| 6 | ◎地域子育て支援事業〔子育て支援課〕 | …… | ひまわりルーム、なのはなルーム運営等 |
| 7 | ○親子ふれあい広場・子育て相談〔子育て支援課等〕 | …… | 相談事業実施、教育相談の充実 |
| 8 | ○男性の子育て支援事業〔健康課等〕 | …… | パパママスクール等 |

(3) 農林・水産・商工など自営業における男女共同参画の推進

【重点テーマ】〔・対等なパートナーとしての意識啓発 ・女性の労働条件の向上 ・家族経営協定の促進〕

- | | | | |
|---|-----------------------|----|------------------|
| 1 | ○女性リーダーの育成〔農政課等〕 | …… | 農業委員会委員への女性登用推進 |
| 2 | △女性農業経営研修〔農政課〕 | …… | 随時 |
| 3 | ○農村生活アドバイザーの活動支援〔農政課〕 | …… | アドバイザーの活動支援（県連携） |
| 4 | ○女性の労働条件改善の啓発〔農政課等〕 | …… | 家族経営協定の締結支援 |
| 5 | ○家族経営協定の促進〔農政課等〕 | …… | 締結支援（県普及課等と連携） |

(4) 女性のチャレンジ支援

【重点テーマ】〔・農林水産業に関するチャレンジ支援 ・起業、NPO 等の活動発足支援 ・離職女性の再チャレンジ〕

- | | | | |
|---|---------------------------|----|-----------------------|
| 1 | ○★新規就農・担い手育成の支援〔農政課等〕 | …… | 営農支援センター運営、担い手育成支援補助 |
| 2 | △農林水産業女性チャレンジ支援〔農政課等〕 | …… | 各種支援制度紹介 |
| 3 | ○起業、NPO 等発足支援事業〔市民協働課等〕 | …… | 市民活動支援センター運営、補助金制度等整備 |
| 4 | △女性チャレンジ事例の紹介〔市民協働課〕 | …… | 広報・男女フェスティバル・講演会等実施 |
| 5 | ◎女性再チャレンジ支援事業所紹介等〔商工観光課等〕 | …… | 職業相談室設置 |

5. 推進体制

(1) 推進体制の整備〔・推進体制の整備と市民協働 ・推進体制の展望〕 (2) 計画の進行管理

- | | | | |
|---|---------------------------|----|----------------------|
| 1 | ○男女共同参画を推進する行政会議設置〔市民協働課〕 | …… | 庁内ワーキングの開催 |
| 2 | ○市職員の男女共同参画に関する研修〔人事課〕 | …… | 職員研修の実施 |
| 3 | ★男女共同参画に関する調査体制の整備〔市民協働課〕 | …… | H23 年度実施 |
| 4 | ・推進委員の任命〔市民協働課〕 | …… | H23 年度予定なし |
| 5 | ○市民で構成する組織設置〔市民協働課〕 | …… | 懇話会開催 |
| 6 | ○市民団体・ボランティア等との連携〔市民協働課〕 | …… | 男女フェスティバル開催、補助金制度等整備 |
| 7 | ○関連情報・相談・交流等の拠点の整備〔市民協働課〕 | …… | 市民活動支援センター運営 |
| 8 | ・市・市民等の取組を促進する条例等の検討 | …… | H23 年度予定なし |

平成23年度の市民協働課取組事業

1. 男女共同参画推進体制

○田原市男女共同参画推進懇話会

田原市男女共同参画推進プランに掲げる市の取組の進行状況を確認するとともに、市全体及び各分野における取組を市民協働で推進する。

*開催:年3回開催予定(6月・10月・3月)

○田原市男女共同参画推進プランワーキング

プランの事業を総合的、効果的に推進するために、事業担当グループリーダーによる市内ワーキングを開催。事業担当課のプランの進捗状況を把握する。

*開催:年3回開催予定(5月・10月・3月)

2. 男女共同参画啓発

◇イベント関係

○第4回男女共同参画フェスティバル

男女共同参画意識の高揚を図るためイベントを開催する。

*日程:平成23年8月28日(日)10:00～15:30

*会場:田原文化会館

◇啓発誌等の発行

○男女共同参画ニュース

男女共同参画に関する情報提供や啓発を図る。

内1回は、地域活動などで活躍している団体や個人を取上げたい。

*広報「たはら」へ掲載(8月・2月)

○パンフレットの作成

市民・事業者等向けのパンフレットを作成する。

◇講座・研修

○ほーもん講座の実施(随時)

依頼のあった市民団体、小中学校、企業等へ出向いて男女共同参画講座を開催する。

○市職員向け研修会(人事課と協力)

市職員の意識啓発のため、講師を招いて研修会を開催する。

3. 男女共同参画支援

○男女共同参画人材育成セミナー受講支援

愛知県が実施する「男女共同参画人材育成セミナー」を受講する際の旅費について支援する。

4. 男女共同参画意識調査

○男女共同参画に関する市民意識調査を実施する。

第4回田原市男女共同参画フェスティバルの企画概要（案）

1. 本年度の企画概要

- ① 企画概要 …… 田原市における男女共同参画の推進を目指し、関係市民団体による「第4回男女共同参画フェスティバル」を実施する。
- ② 開催目的 …… 男女共同参画フェスティバル
・男女共同参画推進プランを推進し、男女がお互いを尊敬し、自分らしく輝けるまちとなることを目指して、市民啓発イベントを開催する。
- ③ 開催日時 …… 平成23年8月28日（日）午前10時～午後3時30分
- ④ 会場 …… 田原文化会館〔フェスティバル：多目的ホールほか、映画：文化ホール〕
- ⑤ 実施内容 …… 男女共同参画フェスティバル
○活動発表（活動展示・ステージ発表）
○啓発パネル展示
○相談コーナー
○団体交流スペース
○オープニング、映画上映&ゲストトーク
- ⑥ チケット …… 無料（入場整理券発行）
- ⑦ 実施体制 …… ア) 運営体制
懇話会にフェスティバル運営部会を設置し、運営部会において企画・準備を進め、当日は全懇話会委員が役割分担してイベントを実施する。
- イ) 運営部会
・委員の中からフェスティバル運営部会委員を選定する（立候補、会長指名）。
・部会長の選出（企画・準備の取りまとめ役）

(1) 第3回男女共同参画フェスティバルの開催結果

1 第3回男女共同参画フェスティバル

[開催目的] 平成18年度策定の田原市男女共同参画推進プランに掲げる「みんなが自分らしく輝けるまち」の実現を目指し、その内容等の啓発、担い手となる一般市民・各種団体等の自主活動の促進を図る。

[開催日] 平成22年9月11日(土) 10:00~15:30

[会場] 田原文化会館多目的ホールほか

[主催] 田原市男女共同参画推進懇話会

[参加団体] 団体及び個人(計40) ※参加公募

[来場者] 約1000人(出展関係者・映画祭来場者含む)

[実施状況]

■パネル展示

■手作り物品販売

■教室等

■交流広場(スペース)

■ステージ発表



[参加団体アンケート結果] ※ () は昨年度数値

○今回のイベント：良かった88% (80%)

○開催時間：ちょうど良い90% (68%)

○開催時間帯：この時間帯で良い84% (74%)

○開催場所：ここで良い81% (71%)・良くない19% (26%)

○映画祭との同時開催：よい91% (58%)

○次回開催：開催75% (68%)

○他団体との交流：できた94% (72%)

2 あいち国際女性映画祭 2010 田原市会場

[開催目的] 男女共同参画社会の実現に向けて、女性を取り巻く諸問題や生き方など女性監督（女性の視点）による様々なテーマの映画作品の上映、ゲストトークなどを通じて社会のあり方を考える。

[開催日] 平成22年9月11日（土）13：00～15：30

[会場] 田原文化会館文化ホール

[主催] 田原市（市民協働課） ※田原市のほか、北名古屋市、小牧市、弥富市で実施

[共催] 財団法人あいち男女共同参画財団、あいち国際女性映画祭 2010 運営委員会

[上映映画] プリンセス マヤ（スウェーデン映画）

[来場者] 291人 ※入場料600円（当日1000円）、販売枚数368枚、招待券46枚

[実施状況]

■オープニングコンサート 13：00（10分）

■舞台あいさつ〈市長、映画監督〉13：10（15分）



■映画上映 13：20（91分） ※上映中、プロデューサーの市内案内を実施



■ゲストトーク 14：55（30分）



[来場者アンケート]

- ・来場者の約6割は、50～60歳代（女性が7割）。市内72%・市外28%。
- ・映画内容は、満足48%・普通37%・不満1%
- ・希望する制作国は、日本23%・アジア18%・ヨーロッパ24%
- ・来年の開催は、この形式による開催希望62%・映画上映26%

(3) フェスティバル運営部会の活動状況等

① 部会

- 第1回 平成22年6月8日(火) 午後1時30分～
 - ・ イベント内容・参加団体・時間割等検討、PR方法検討、映画祭上映作品選定
- 第2回 平成22年6月29日(火) 午後1時～
 - ・ イベント内容確認、ポスター案、ちらし案、参加団体募集依頼状況
- 第3回 平成22年7月28日(水) 午後1時30分～
 - ・ 参加団体・ブース配置、当日スケジュール、スタッフ担当、映画チケット

② 全体説明会

- 全体説明会 平成22年8月27日(金) 午後1時30分～
 - ・ ブース配置、当日運営方法、映画チケット
 - ・ 懇話会委員へ当日役割分担説明

③ 周知関係

- 参加団体等募集 広報たはら7月1日号及び田原市HPに掲載(締切7月16日(金))
- ポスター配布 7月9日(金) 各校区市民館、近隣市へ送付
- チラシ配布 8月16日(月) 各戸配布

④ あいち国際映画祭

- 上映作品選定 6月8日(火) 締切、6月9日(水) 決定
- 映画祭主催者記者発表 7月9日(金) チケット販売

各委員による取組状況

委員名	ページ数
河 邊 寿 夫 委員	1
中 村 都 祁 子 委員	2
永 田 みよ江 委員	3
平 野 利 依 委員	4

委員連絡票 1

男女共同参画推進への取り組みやご意見などをご記入ください。次回会議で話したいことなど、なんでも結構です。ご自由にお書き下さい。

名前	地域コミュニティ連合会副会長兼会計 (野田校区会長) 河邊 寿夫	連絡票No.	1
----	--	--------	---

初めて参加させていただきます。

野田校区では、まちづくり推進計画の中で、未来を担う人づくりで、結婚対策があり、結婚相談員をどのようにしたら選出できるか検討したいと思います。

委員連絡票 2

男女共同参画推進への取り組みやご意見などをご記入ください。次回会議で話したいことなど、なんでも結構です。
ご自由にお書き下さい。

名 前	田原市行政相談員 中村 都祁子	連絡票No.	2
<p>各所属についての現状・課題・今年度の取組・目標についての意見交換が できたらよい。</p>			

委員連絡票 3

男女共同参画推進への取り組みやご意見などをご記入ください。次回会議で話したいことなど、なんでも結構です。ご自由にお書き下さい。

名 前	永 田 み よ 江	連絡票No.	3
-----	-----------	--------	---

3月11日に起きた東日本大震災被災者を、市民サイドで応援しようと、NPO ボランティア市民活動で知り合った仲間で、3月18日NPO田原しみん震災支援ネットを結成しました。そして多くの市民の皆様の協力と行政の援助でチャリティーバザーの開催、現地ボランティア、ピンポイント式直接物資支援、直接物資搬送を行い、今後も時々に応じ、支援を継続していきます。

活動は、男女が共に能力に応じて力を出しています。

固定的役割分担ではなく、個性や特性による分担で活動が続いています。これがNPO活動の利点ではないかと感じています。

委員連絡票 4

男女共同参画推進への取り組みやご意見などをご記入ください。次回会議で話したいことなど、なんでも結構です。ご自由にお書き下さい。

名 前	平 野 利 依	連絡票No.	4
<p>近づいているフェスティバルの内容を決めていくことが急務です。 懇話会メンバーを参加中心にして、ワークショップ型の学びの場を企画していくこと。委員になったら学べた！でないと深まりませんから。</p>			

2 男女平等についてお聞きします。

《全員の方にお聞きします》

問 10 政府は、男女共同参画推進本部を設置し、男女共同参画社会※の実現を目指し、積極的に取り組んでいることを以前からご存知でしたか。(1つに○印)

1. 内容を含め詳しく知っていた
2. だいたい知っていた
3. 男女共同参画社会という言葉は聞いたことがあった
4. 知らなかった

※ 男女共同参画社会とは

女性も男性も性別にとらわれることなく、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、個性と能力を最大限発揮できる社会

《全員の方にお聞きします》

問 11 あなたは、田原市において男女共同参画社会が必要な理由は何だと思えますか。(2つまで○印)

1. 男女の平等に基づく人権を確立するため
2. 政策・方針決定過程に、男女の意見を反映させ、民主主義の成熟を図るため
3. 男女とも、その能力と個性を十分に発揮し、多様な生き方を選択できるようにするため
4. 少子・高齢化の進展に伴い労働力人口が減少する中で、多様な人材が求められ、女性の能力を十分に生かしていくことが必要になるため
5. 女性の地位と能力の向上のために、国連などが活動する世界的な取り組みに参画する必要があるため
6. その他 ()
7. わからない
8. 必要でない

《全員の方にお聞きします》

問 12 現在、田原市において、男女共同参画社会の実現が十分達成されていない主な要因は何であるとお考えでしょうか。(1つに○印)

1. 家庭において家事・育児・介護などを女性の役割とする意識があること
2. 職場などにおいて、女性に不利な扱いがなされていること
3. 社会全般に男性優位の考え方や慣行が根強いこと
4. 家庭や地域社会より仕事を重視する意識が男性や女性にあること
5. 男女共同参画の考え方が市民に広く浸透していないこと
6. その他 ()
7. わからない
8. 十分達成されている

《全員の方にお聞きします》

問 13 社会全体で見た場合は、男女の地位は平等になっていると思いますか。
(1つに○印)

1. 男性の方が非常に優遇されている
2. どちらかといえば男性の方が優遇されている
3. 平等である
4. どちらかといえば女性の方が優遇されている
5. 女性の方が非常に優遇されている
6. わからない

《全員の方にお聞きします》

問 14 次のような分野において、現在、男女は平等になっていると思いますか。
(①から⑦までそれぞれ1つずつ○印)

	男性の方が非常に優遇されている	どちらかといえば男性の方が優遇されている	平等	どちらかといえば女性の方が優遇されている	女性の方が非常に優遇されている	わからない
①家庭生活の場で	1	2	3	4	5	6
②職場で	1	2	3	4	5	6
③地域活動の場で	1	2	3	4	5	6
④社会通念・慣習・しきたりなどで	1	2	3	4	5	6
⑤法律や制度上で	1	2	3	4	5	6
⑥政治の場で	1	2	3	4	5	6
⑦学校教育の場で	1	2	3	4	5	6

《全員の方にお聞きします》

問 15 仕事と、家庭生活または地域活動について、人の生き方として、あなたが望ましいと思うのは、どのような生き方でしょうか。

(男女それぞれ1つずつを選び、○印)

①男性の生き方

1. 家庭生活または地域活動よりも、仕事に専念する
2. 家庭生活または地域活動にも携わるが、あくまで仕事を優先させる
3. 家庭生活または地域活動と仕事を同じように両立させる
4. 仕事にも携わるが、家庭生活または、地域活動を優先させる
5. 仕事よりも、家庭生活または地域活動に専念する
6. わからない

②女性の生き方

1. 家庭生活または地域活動よりも、仕事に専念する
2. 家庭生活または地域活動にも携わるが、あくまで仕事を優先させる
3. 家庭生活または地域活動と仕事を同じように両立させる
4. 仕事にも携わるが、家庭生活または、地域活動を優先させる
5. 仕事よりも、家庭生活または地域活動に専念する
6. わからない

3 結婚、家庭生活についてお聞きします。

《配偶者またはパートナーと暮らしている方にお聞きします》

問 16 あなたのご家庭での役割について、現状をお答えください。

(①から⑩でそれぞれ1つずつ○印)

	すべて女性が担当	主に女性が担当し 男性は手伝う程度	男女同じ程度	主に男性が担当し 女性は手伝う程度	すべて男性が担当	該当する人がいない・該当する選択肢がない
①掃除	1	2	3	4	5	6
②洗濯	1	2	3	4	5	6
③食事のしたく	1	2	3	4	5	6
④食事の後片付け、 食器洗い	1	2	3	4	5	6
⑤ゴミ出し	1	2	3	4	5	6
⑥近所づきあい	1	2	3	4	5	6
⑦乳幼児の世話	1	2	3	4	5	6
⑧子どもの教育	1	2	3	4	5	6
⑨介護	1	2	3	4	5	6
⑩家計の管理	1	2	3	4	5	6

《全員の方にお聞きします》

問 17 あなたのご家庭での役割について、理想をお答えください。

(①から⑩でそれぞれ1つずつ○印)

	すべて女性が担当	主に女性が担当し 男性は手伝う程度	男女同じ程度	主に男性が担当し 女性は手伝う程度	すべて男性が担当	該当する人がいない・該当する選択肢がない
①掃除	1	2	3	4	5	6
②洗濯	1	2	3	4	5	6
③食事のしたく	1	2	3	4	5	6
④食事の後片付け、 食器洗い	1	2	3	4	5	6
⑤ゴミ出し	1	2	3	4	5	6
⑥近所づきあい	1	2	3	4	5	6
⑦乳幼児の世話	1	2	3	4	5	6
⑧子どもの教育	1	2	3	4	5	6
⑨介護	1	2	3	4	5	6
⑩家計の管理	1	2	3	4	5	6

《全員の方にお聞きします》

問 18 男性が家事・育児・介護にたずさわるためには、どのようにしたらよいと思いませんか。(2 つまで○印)

1. 家庭で、家事・育児・介護の分担について十分話し合う
2. 仕事と家庭の両立ができるように社会全体の仕組みを改める
3. 勤務時間の弾力化、労働時間の短縮、育児・介護休暇の普及等を図る
4. 家庭で子どもに、男女の区別なく家事・育児・介護にたずさわることの必要性を教える
5. 学校で児童や生徒に、男女の区別なく家事・育児・介護にたずさわることの必要性を教える
6. 男性への家事講座、情報提供、相談窓口など行政の支援施策を充実する
7. その他（具体的に： _____)
8. たずさわる必要はない

《全員の方にお聞きします》

問 19 結婚、家庭、離婚について、あなたのご意見に最も近いものをお答え下さい。
(①から⑥でそれぞれ1つずつ○印)

	賛成	い え ど ち ら か と 賛 成	い え ど ち ら か と 反 対	反 対	わ か ら な い
①結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい	1	2	3	4	5
②女性の幸福は結婚にあるのだから、女性は結婚するほうがよい	1	2	3	4	5
③女性は結婚したら、自分自身のことより、夫や子どもなど家族を中心に考えて生活した方がよい	1	2	3	4	5
④夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである	1	2	3	4	5
⑤結婚しても必ずしも子どもをもつ必要はない	1	2	3	4	5
⑥結婚しても相手に満足できないときは離婚すればよい	1	2	3	4	5
⑦一般に、今の社会では離婚すると女性の方が不利である	1	2	3	4	5

4 子育て、子どもの教育についてお聞きします。

《全員の方にお聞きします》

問 20 「男の子は男らしく、女の子は女らしく子どもを育てる」という考え方について、どのように思いますか。(1つに○印)

1. 男の子、女の子と区別せずに、同じように育てた方がよい
2. 「男の子は男らしく、女の子は女らしく」育てた方がよい
3. どちらともいえない

《子どもをお持ちの方にお聞きします》

問 21 男女平等の意識を育てるために、学校教育ではどのようなことに力を入れるべきだと思いますか。(3つまで○印)

1. 生活指導や進路指導において、男女の別なく能力を活かせるように配慮する
2. 教科書などの、固定化された男女の役割や特性についての記述をなくす
3. 異性を思いやる気持ちの大切さを教える心の教育を充実させる
4. 男女ともに、家事や育児、介護などについて学習する時間を設ける
5. 性に対する正しい知識や性の尊厳、母性保護の重要性についての学習を推進する
6. 女性の人権や性の商品化について考える機会を設ける
7. 教員や保護者に男女平等の研修を推進する
8. 管理職（校長や教頭）に女性を増やしていく
9. 出席簿の順番や持ち物の色など、男女を分ける慣習をなくす
10. その他（)
11. わからない

5 働くことについてお聞きします。

《問 22～24 は女性の方にお聞きします》

問 22 あなたの退職経験についてお答えください。(1つに○印)

- | | |
|-------------------------------|------------|
| 1. かつて働いていて退職の経験があり、現在は就業している | ⇒問 24 へ |
| 2. かつて働いていて退職し、現在無職 | ⇒問 24、25 へ |
| 3. 就業経験なし | ⇒問 25 へ |
| 4. 就業中で退職経験なし | ⇒次ページへ |

《【問 22】で「1. かつて働いていて退職の経験があり、現在は就業している」「2. かつて働いていて退職し、現在無職」と答えた方のみにお聞きします》

問 23 かつて退職した理由をお聞かせください。(1つに○印)

- | | | |
|-------|------------|-------|
| 1. 結婚 | 2. 出産 | 3. 育児 |
| 4. 介護 | 5. それ以外の理由 | |

《【問 22】で「2. かつて働いていて退職し、現在無職」「3. 就業経験なし」と答えた方のみにお聞きします》

問 24 現在無職、または就業経験のない理由をお聞かせください。(1つに○印)

働く意志はあるが、

1. 育児により働けない
2. 家事により働けない
3. 介護により働けない
4. 配偶者もしくはパートナー、家族が女性は家にいて家事をすることが良い
と思っているから
5. 働きたい職種での雇用がない
6. 職種を問わず雇用がない
7. それ以外の理由 ()

働く意志がなく、その理由として

8. 女性は家にいて家事をすることが良いと思っている
9. それ以外の理由 ()

《全員の方にお聞きします》

問 25 一般的に女性が職業(農業・商業など家業を含む)をもつことについて、あなたは
どうお考えですか。
(1つに〇印)

1. 女性は職業をもたない方がよい
2. 結婚するまでは職業をもつ方がよい
3. 子どもができるまでは、職業をもつ方がよい
4. 子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい
5. 子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい
6. その他 ()
7. わからない

《仕事をしている方全員にお聞きします》

問 26 あなたが現在働いているのは、どのような理由からでしょうか。
(主なもの1つに〇印)

1. 生計を立てるため
2. 家計の足しにするため
3. 自分で自由に使えるお金を得るため
4. 自分の能力・技能・資格を活かすため
5. その他 ()
6. 特に理由はない
7. わからない

《仕事をしている方全員にお聞きします》

問 27 あなたの今の職場では、仕事の内容や待遇面で、女性は男性に比べ不当に差別さ
れていると思いますか。別にそのようなことはないと思いますか。(1つに〇印)

- | | |
|------------------|--------|
| 1. 不当に差別されていると思う | ⇒問 28へ |
| 2. そのようなことはないと思う | ⇒次ページへ |
| 3. わからない | ⇒次ページへ |

《問 27で「1. 不当に差別されていると思う」と答えた方にお聞きします》

問 28 それは具体的にどのようなことですか。(1つに〇印)

1. 賃金に差別がある
2. 昇進、昇格に差別がある
3. 能力が正当に評価されない
4. 補助的な仕事しかやらせてもらえない
5. 女性を幹部職員に登用しない
6. 結婚したり子どもが生まれたりすると勤め続けにくい雰囲気がある
7. 女性は定年まで勤め続けにくい雰囲気がある
8. 教育・訓練を受ける機会が少ない
9. その他 ()
10. わからない

6 地域活動・社会活動についてお聞きします。

《全員の方にお聞きします》

問 32 あなたは、どのような地域活動に参加していますか。また、今後参加したいと思う地域活動は何ですか。

(それぞれ該当する項目すべてに○印)

	現在、 活動 参加して いる	今後、 活動 参加した い	特に参加 していな い、参加 したいと 思わない
①自治会・町内会活動	1	2	3
②女性団体活動	1	2	3
③PTA活動	1	2	3
④子ども会・青少年活動	1	2	3
⑤ボランティア活動などの社会奉仕活動	1	2	3
⑥その他	()	()	

《問 32 で「特に参加していない、参加したいと思わない」をひとつでも選んだ方にお聞きします》

問 33 地域活動に参加していない主な理由は何ですか。(3つまで○印)

- | | |
|----------------------|---------------|
| 1. 子どもの世話や老人の介護 | 2. 仕事が忙しい |
| 3. 家事が忙しい | 4. 経済的に余裕がない |
| 5. 配偶者や家族の理解がない | 6. 必要な能力がない |
| 7. 近所の人目がある | 8. 自分の性格に合わない |
| 9. 活動する仲間がない | 10. 活動する施設がない |
| 11. 役員や世話人にさせられそうだから | 12. その他 () |

《配偶者またはパートナーと暮らしている方にお聞きします》

問 34 地域活動の中で、あなたのご家庭での男女の役割分担について、現状をお答えください。
(①から⑥でそれぞれ1つずつ○印)

	担 当	す べ て 女 性 が	手 伝 う 程 度	主 に 女 性 が 担 当 し て 男 性 は	男 女 同 じ 程 度	手 伝 う 程 度	主 に 男 性 が 担 当 し て 女 性 は	担 当	す べ て 男 性 が	ど ち ら も 参 加 し て い な い
①自治会・町内会活動	1	2	3	4	5	6				
②女性団体活動	1	2	3	4	5	6				
③PTA活動	1	2	3	4	5	6				
④子ども会・青少年活動	1	2	3	4	5	6				
⑤ボランティア活動などの 社会奉仕活動	1	2	3	4	5	6				
⑥その他	1	2	3	4	5	6				

《全員の方にお聞きします》

問 35 女性が地域社会を代表する立場として、施策づくりに参画する場合、その割合についてどう思いますか。(地域社会を代表する立場の例としては、市議会議員、行政の委員、地域団体の代表者・役員等です。)

(1つに○印)

1. 半分は女性の代表者が占めるべきだと思う
2. 今よりも少し女性の代表者が増えると良い
3. 現状のままで良い
4. 女性の代表者は必要ない
5. わからない

《全員の方にお聞きします》

問 36 田原市では、法令・条例設置委員への女性の登用率が約 20%と低いですが、それはどのような理由からだと思いますか。(2つまで○印)

1. 女性自身が社会進出に消極的だから
2. 女性の社会進出をよく思われない社会通念があるから
3. 女性の社会進出を支える条件整備が不十分だから
4. 家庭があるため女性は社会進出できない
5. 指導力など女性の能力が男性ほど高くないから
6. その他 ()

7 介護についてお聞きします。

《全員の方にお聞きします》

問 37 現在、介護は主にどのような形で行っていますか。(1つに○印)

1. 配偶者が世話をしている
2. 娘や嫁などの家族の女性が世話をしている
3. 息子が世話をしている
4. 家族全員で世話をしている
5. 介護保険制度などのサービスを利用している
6. 介護保険施設（特別養護老人ホームなど）を利用している
7. その他（)
8. 該当する人がいない

《全員の方にお聞きします》

問 38 あなたは、将来、要介護者などの身のまわりの世話は、どのような形をとるのが最も望ましいと考えますか。(1つに○印)

1. 配偶者が世話をする
2. 娘や嫁などの家族の女性が世話をする
3. 息子が世話をする
4. 家族全員で世話をする
5. 介護保険制度などのサービスを利用する
6. 介護保険施設（特別養護老人ホームなど）を利用する
7. その他（)

8 人権についてお聞きします。

《全員の方にお聞きします》

問 39 セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスについて、自分が経験したり、そのような話を聞いたことがありますか。

(それぞれ 1 つずつ〇印)

	自分が直接経験したことがある	自分の周りに経験した人がいる	一般的な知識として知っている	言葉を聞いたことがある	聞いたことが無い
セクシャル・ハラスメント	1	2	3	4	5
ドメスティック・バイオレンス	1	2	3	4	5

セクシュアル・ハラスメントとは

相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさを流す、大衆の目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など、様々な態様のものが含まれます。

ドメスティック・バイオレンスとは

夫（パートナー）や恋人からの女性に対する暴力のことを言います。法律上の婚姻の有無を問わず親密な関係にある男性が、女性に対して用いる身体的・心理的暴力をさします。

《全員の方にお聞きします》

問 40 あなたはこれまでに、あなたの夫または妻や恋人から、次のようなことをされた経験がありますか。(当てはまるものいくつでも〇印)

1. 命の危険を感じるくらいの暴行を受けたことがある
2. 医師の治療が必要となる程度の暴行を受けたことがある
3. 医師の治療が必要でない程度の暴行を受けたことがある
4. いやがっているのに性的行為を強要されたことがある
5. 見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せられたことがある
6. 何を言っても無視され続けたことがある
7. 交友関係や電話を細かく監視されたことがある
8. 「だれのおかげで生活できるんだ」などと言われたことがある

平成 20 年 9 月実施 市民意識調査票

9. 大声でどなられたり、暴言を吐かれたことがある
10. 生活費をわたされないなど、経済的におさえつけられたことがある

《前の質問で、該当のある方にお聞きします》

問 41 夫または妻や恋人からの行為について、だれかに打ち明けたり、相談したりしましたか。

1. どこ（だれ）にも相談しなかった
2. 相談した

《問 41 で「1. どこ（だれ）にも相談しなかった」と答えた方にお聞きします》

問 42 どこ（だれ）にも相談しなかったのは、なぜですか。

（当てはまるものいくつでも○印）

1. どこ（だれ）に相談してよいのか分からなかったから
2. 恥ずかしくてだれにも言えなかったから
3. 相談してもむだだと思ったから
4. 相談したことがわかると、仕返しをうけたり、もっとひどい暴力をうけると思ったから
5. 相談をした相手の言動によりかえって不快な思いをすと思ったから
6. 自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから
7. 世間体が悪いから
8. 他人を巻き込みたくなかったから
9. そのことについて思い出したくなかったから
10. 自分にも悪いところがあると思ったから
11. 相談するほどのことでもないと思ったから
12. その他（具体的に：

9 男女共同参画の施策についてお聞きします。

《全員に方にお聞きします》

問 43 男女共同参画社会の推進のためには、どのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。(3つまで○印)

1. 男女平等を目指した法律・制度の制定や見直しを行う
2. 女性を政策決定の場に積極的に登用する
3. 各種団体の女性のリーダーを養成する
4. 職場における男女の均等な取扱いについて周知徹底を行う
5. 女性の就労の機会を増やしたり、女性の職業教育や職業訓練を充実する
6. 保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設・介護サービスなどを充実する
7. 学校教育や社会教育・生涯学習の場で、男女の平等と相互の理解や協力についての学習を充実する
8. 女性の生き方に関する情報提供や交流・相談・教育の場となる施設を充実する
9. 各国の女性との交流や情報提供など、国際交流を推進する
10. 広報誌やパンフレットなどで、男女の平等と相互の理解や協力についてPRする
11. 社会における女性に対する差別や、女性や子どもに対する暴力について認識し、差別や暴力のない社会を推進する
12. その他 ()
13. 特にない
14. わからない

最後に、男女共同参画社会づくりについてのご意見や、ご要望などございましたら、
ご自由にご記入ください。

これでアンケート調査は終わりです。ご協力誠にありがとうございました。